



大規模災害発生時における緊急通行車両
並びに規制除外車両の取り扱いについて



大規模災害等発生時の交通規制の流れ

発災

道路法第46条に基づく、道路管理者による通行止

道路の損壊等に関する調査

通行可能路線の把握・警察庁への情報集約

- ・警察庁における路線選定・緊急通行路の通知
- ・災対法第76条に基づく通行禁止規制の実施

緊急通行車両等確認事務開始

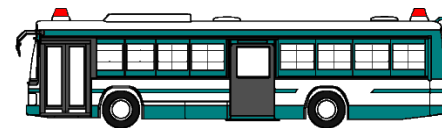
緊急通行車両

○ 緊急通行車両の定義

災害対策基本法施行令第32条の2各号に規定する車両

法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第三項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

- 一 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車



- 二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

○ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送
その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とは？

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

(警察庁通達による定義)

○ 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策とは？

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

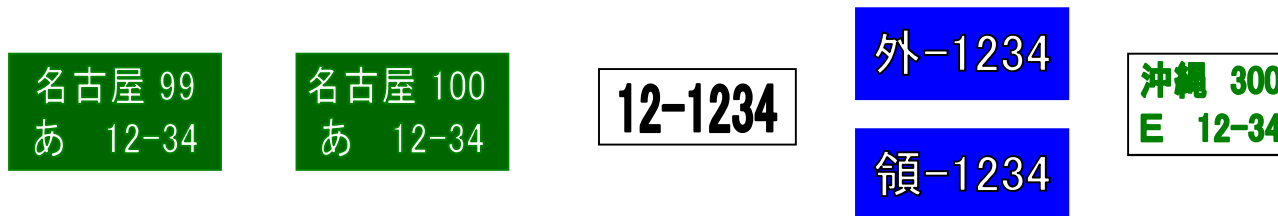
規制除外車両

○ 規制除外車両の定義

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの。（緊急通行車両を除く）

○ 規制除外車両の種別

- ・ 自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両。



- ・ 上記以外の車両

規制除外車両のうち、自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両以外の車両とは？（例示）

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - 患者等輸送車両（特別な構造・装置があるもの）
 - 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両
-
- 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
 - 路線バス・高速バス
 - 霊柩車
 - 一定の貨物を輸送する大型貨物自動車

事前届出制度対象↑

↓事前届出制度対象外

緊急通行車両等事前届出制度

○ 制度の意義

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第32条の2第2項に規定する車両について、事前に災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく確認事務を行うこと。

災害対策基本法施行令第33条第1項

都道府県知事又は公安委員会は、前条第2号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

- 2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
- 3 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。
- 4 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項の規定による確認は第1項の規定による確認と、同条第2項の規定により交付された標章及び証明書は第2項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

緊急通行車両等事前届出制度の対象となっている車両

- 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両
(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く)

- 規制除外車両のうち

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両



- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両



- ・ 患者等輸送車両（特別な構造・装置があるもの）

- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両



規制除外車両の四類型は、例示ではなく限定列挙である点に注意

大規模災害発生時の交通規制(段階別)

◎ 第一局面(大規模災害発生直後)

○ 基本的な考え方

人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送に要する人員・物資輸送を優先

○ 通行できる車両

1 緊急車両

2 緊急通行車両のうち、緊急自動車以外のもの

3 規制除外車両のうち、自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両

4 規制除外車両のうち、自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両以外で、事前届出の対象となるもの

2と4が緊急通行車両等
確認事務の対象となる



大規模災害発生時の交通規制(段階別)

◎ 第二局面(交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面)

○ 基本的な考え方

緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、規制の対象から除外する車両が決定される段階。

○ 通行できる車両(全国的に斉一を図り、警察庁が調整する車両)

- 1 タンクローリー・霊柩車・路線バス・高速バスなど
- 2 特定の物資(日用品・家畜飼料・新聞紙など)を輸送する大型貨物自動車

2が緊急通行車両等
確認事務の対象となる



緊急交通路を通行するために必要となる標章等



緊急通行車両等確認標章

A form titled '緊急通行車両確認証明書' (Emergency Vehicle Confirmation Certificate). It has a header with '第 号' and '年 月 日'. Below the title is a red seal and the text '愛知県公安委員会 印'. The form contains several fields: '番号欄に表示されている番号', '車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)', '使用者' (with sub-fields for '住所' and '氏名'), '通行日時' (with sub-fields for '年 月 日' and '午前、後 時から 年 月 日 午前、後 時まで'), '通行経路' (with sub-fields for '出 発 地' and '目 的 地'), and '備 考'.

緊急通行車両等確認証明書

※ 規制除外車両の場合は、「緊急通行車両確認標章」と「規制除外車両確認証明書」が必要となります。